

## ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会の開催について（案）

令和 6 年 2 月 1 日  
ロケ撮影の環境改善に関する  
実務者懇談会決定

## 1. 趣旨

ロケ誘致による経済・社会的効果が効果的に実現するよう、ロケ誘致に関する事業者、団体、地方公共団体、有識者等によるロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会（以下「実務者懇談会」という。）を開催し、施策の一体的推進を図る。

## 2. 構成及び運営

- (1) 実務者懇談会は、次に掲げる者であって、新たな課題への対応に取り組み、又はそれらに関し識見を有するものをもって構成員とする。
  - ① 民間事業者等又はそれらの団体の関係者
  - ② 法律、コンテンツその他の関連分野の有識者
  - ③ 関係府省庁又は地方公共団体の担当者
  - ④ その他
- (2) 実務者懇談会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 実務者懇談会に座長及び座長代理を置く。座長及び座長代理は、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）の指名により定める。
- (4) 座長は、実務者懇談会を主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって実務者懇談会を主宰する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) その他実務者懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。
- (7) 構成員の任期は、令和 6 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 3. 議事の公開について

- (1) 実務者懇談会は、原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が認める場合には、これらの全部又は一部を非公開とする。
- (2) 会議資料及び議事録は原則として会議開催後、内閣府のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が認める場合には、これらの全部又は一部を非公開とする。

## 4. その他

実務者懇談会の庶務は、関係省庁、関係団体等の協力を得て、事務局が行う。

ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会  
構 成 員

1. 民間事業者等又はそれらの団体の関係者

大塚	大輔	(株)JTB ツーリズム事業本部事業推進部 地域交流担当MGR
押田	興将	協同組合日本映画製作者協会 代表理事
杉原	佳堯	NETFLIX ディレクター・公共政策担当
関根	留理子	(特非)ジャパン・フィルム・コミッション 事務局長
田中	克典	東京ロケーションボックス 地域振興部東京フィルムコミッション担当課長
富山	省吾	日本映画大学 理事長
堀内	大示	(株)角川大映スタジオ 代表取締役社長
横田	寿文	(特非)映像産業振興機構 事務局次長
松崎	千鶴	大阪フィルム・カウンスル コーディネーター

2. 法律、コンテンツその他の関連分野の有識者

◎内山	隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
○荻原	雄二	GT東京法律事務所 弁護士

3. 関係府省庁又は地方公共団体の担当者

内閣府	知的財産戦略推進事務局次長
警察庁	交通局交通規制課長
総務省	情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長
消防庁	予防課長
法務省	出入国在留管理庁政策課長
外務省	大臣官房文化交流・海外広報課長
文化庁	参事官(芸術文化担当)
経済産業省	商務情報政策局コンテンツ産業課長
国土交通省	総合政策局政策課政策企画官
観光庁	観光資源課文化・歴史資源活用推進室長
環境省	自然環境局国立公園課長
群馬県庁	産業経済部 戦略セールス局eスポーツ・クリエイティブ推進課主監

◎：座長、○：座長代理 (敬称略)